

(認定) 生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u>	<u>実施期間</u>
令和7年3月7日	令和7年3月 ～ 令和12年2月
<u>申請者（代表者）</u>	<u>都道府県</u>
農事組合法人百目木宮農組合（代表者：埜中隆男）	千葉県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u>	
責任者：埜中隆男	
生産部門担当者：宗政恒興、水地悠樹	
販売部門担当者：宗政恒興	
☐ スマート農業技術活用サービス事業者（ ）	
☐ 食品等事業者（ ）	

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> 離農する農家の農地を引き受ける形で規模拡大が進んでいるが、移植栽培における育苗、代掻き、田植は極端に多くの労働力を要するため、その省力化と年間を通じた作業の平準化を図らないと、若手従業員の周年雇用が困難であること。また、除草や施肥等を経験と勘だけで行ってきたが、ほ場内の生育の違いに対応できておらず、単収が伸びない、生育むらがある、肥料を過剰に投入しているなどの課題を解決する必要がある。	
対象品目	水稲
活用するスマート農業技術	直線アシスト機能付き直播機 栽培管理システム
導入する新たな生産の方式	
☒ イ ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等 ☐ ロ 機械化体系に適合した農産物の出荷方法 ☒ ハ データの共有等を通じた有効な活用方法 ☐ ニ その他	
(内容) 畦畔除去による圃場の合筆、圃場の均平化 栽培管理システムによるデータの地域の農業者との共有	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> 小区画圃場を合筆し、更に均平化することにより、直進アシスト機能付き湛水直播機の作業効率を向上させる。 また、栽培管理システムで得られたデータを他の農業者と共有し、分析・検討することで、農薬や肥料施用の適正化や単収・品質の向上を図る。	

【活用予定の特例措置】

- ☐ 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
- ☒ 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
- ☐ 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
- ☐ 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）